

13. 東日本大震災復興特別会計

(1) 概要

東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、平成24年度から新たに設置されました。

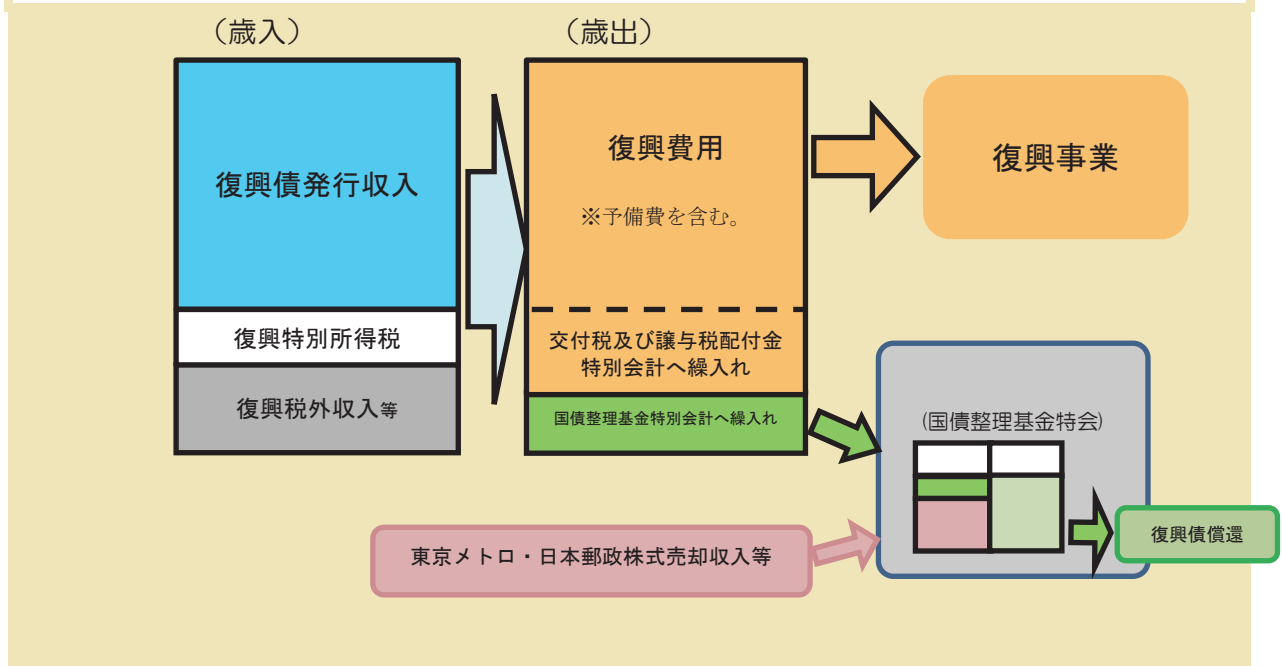
＜参照条文＞ 特別会計法

(目的)

第222条第1項 東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

東日本大震災復興特別会計の仕組み（資金の流れ）

東日本大震災復興特別会計では、復興債発行収入、復興特別所得税及び復興税外収入を主な財源として、復興事業に必要な経費について事業を行う各省庁等に予算を計上して復興事業を行うこと及び復興債の償還に必要な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、東日本大震災に係る災害救助等関係事業、災害廃棄物処理事業、復興関係公共事業等、災害関連融資関係事業、復興事業に係る地方負担等を措置するための地方交付税交付金、東日本大震災復興交付金事業及び原子力災害からの復興関係事業に係る経費のほか、復興債の償還等のための国債整理基金特別会計への繰入金等を計上しています。具体的な事業内容は以下のとおりです。

- ① 災害救助等関係事業
「災害救助法」(昭22法118)に基づく災害救助や、被災者緊急支援に係る事業です。
- ② 災害廃棄物処理事業

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理事業です。

③ 復興関係公共事業等

公共施設の復旧・復興等の事業です。

④ 災害関連融資関係事業

被災中小企業者の事業再建及び経営安定並びに被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等のための事業です。

⑤ 地方交付税交付金

東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置するために必要な経費です。

⑥ 東日本大震災復興交付金事業

被災地の復興まちづくりに必要な事業を地域が主体となって実施できるように、ハード事業を幅広く一括化した上で、自由度の高い資金を交付するほか、地方負担の軽減等を図ることとした、被災地の復興を支援する東日本大震災復興交付金事業です。

⑦ 原子力災害復興関係事業

除染・汚染廃棄物処理の事業や福島再生を加速するため、復興再生拠点の整備や放射線不安を払拭する生活環境の向上等を実施するための事業等です。

⑧ その他

被災中小企業等の施設等の復旧・整備に要する費用に対する補助金等があります。

(参考資料)

「令和2年度各予算のポイント（財務省公表資料「令和2年度東日本大震災復興特別会計予算フレーム」）」

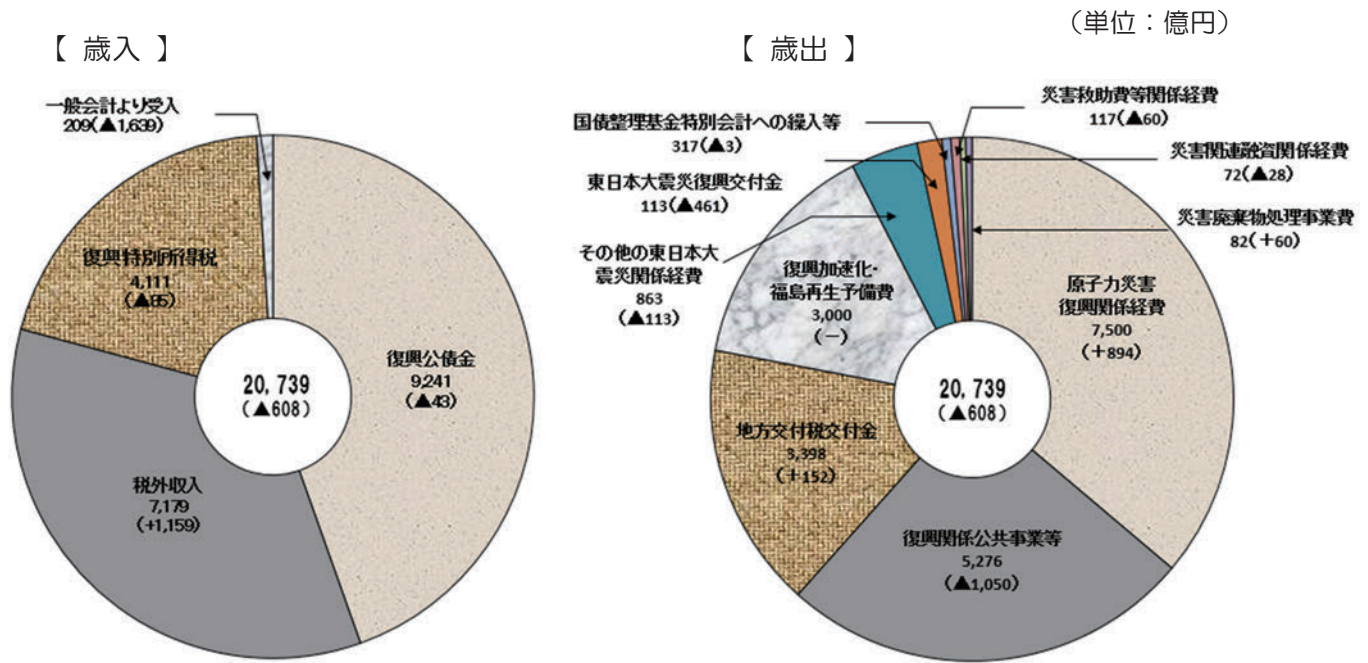
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/06.pdf)

「令和2年度予算概算決定概要（復興庁公表資料）」

(https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20191220_2shiropanhontai.pdf)

(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和2年度当初予算）



○ 歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額 (単位：億円)

| 歳入総額 | 歳出総額 | (参考) 歳出純計額 |
|---------------|---------------|---------------|
| 20,739 (▲608) | 20,739 (▲608) | 17,023 (▲758) |

○ 歳入・歳出の内容 (歳入) (単位：億円)

| 内容 | 額 | 説明 |
|------------------|----------------|---|
| 復興特別所得税 | 4,111 (▲85) | 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平 23 法 117。以下「復興財源確保法」といいます。)に基づく、復興特別所得税収の見込額 |
| 一般会計より受入 | 209 (▲1,639) | 特別会計法第 227 条の規定による復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てるための一般会計からの受入見込額 |
| 復興公債金 | 9,241 (▲43) | 復興財源確保法第 69 条第 4 項の規定により発行する復興債に係る公債金収入の見込額 |
| 公共事業費負担金収入 | 506 (▲77) | 国が施行する公共事業に必要な経費のうち、地方公共団体等が負担する負担金の受入見込額 |
| 災害等廃棄物処理事業費負担金収入 | 3 (▲2) | 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平 23 法 99) 第 5 条第 1 項の規定により市町村が負担する負担金の受入見込額 |
| 附帯工事費負担金収入 | 7 (▲7) | 国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について地方公共団体が負担する負担金の受入見込額 |
| 雑収入 | 6,663 (+1,244) | 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平 23 法 |

| | | |
|----|--------|--|
| | | 110) 第44条第2項の規定により関係原子力事業者が負担する費用の受入見込額等 |
| 合計 | 20,739 | |

(歳出)

| 内容 | 額 | 説明 |
|----------------|----------------|---|
| 災害救助等関係経費 | 117 (▲60) | 災害救助費及び被災者緊急支援に必要な経費 |
| 災害救助費 | 51 (▲39) | 「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払、建築した仮設住宅の基礎の補修工事等に要する費用の一部負担に必要な経費 |
| 被災者緊急支援経費 | 66 (▲21) | 東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等への就学支援等に必要な経費 |
| 災害廃棄物処理事業費 | 82 (+60) | 東日本大震災により被害を受けた地域において、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平23法99)に基づき行う災害廃棄物処理事業に必要な経費 |
| 復興関係公共事業等 | 5,276 (▲1,051) | 災害復旧及び一般公共事業等に必要な経費 |
| 災害復旧等事業費 | 1,360 (▲778) | 東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に必要な経費 |
| 一般公共事業関係費 | 3,724 (▲295) | 東日本大震災からの復興事業として治水、治山、道路、港湾、廃棄物処理施設、農業農村、水産基盤等の整備等を推進するために必要な経費 |
| 施設費等 | 192 (+22) | 東日本大震災により被害を受けた公立社会教育施設等について、地方公共団体等が行う復旧等に要する費用の一部負担等に必要な経費 |
| 災害関連融資関係経費 | 72 (▲28) | 中小企業者等への融資の実施等に必要な経費 |
| 中小企業等関係費 | 45 (▲27) | 東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費 |
| 農林漁業者等関係費 | 27 (▲1) | 東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費 |
| 地方交付税交付金 | 3,398 (+152) | 東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置するために必要な経費(地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れ) |
| 東日本大震災復興交付金 | 113 (▲461) | 「東日本大震災復興特別区域法」(平23法122)の規定による復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金の交付に必要な経費 |
| 原子力災害復興関係経費 | 7,500 (+894) | 除去土壌等の適正管理・搬出等及び福島再生を加速するために必要な経費 |
| 除去土壌等の適正管理・搬出等 | 5,685 (+1,328) | 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・搬出の実施等に必要な経費 |
| 福島再生加速化交付金等 | 1,815 (▲434) | 福島再生を加速するため、復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費 |

| | | |
|-----------------|---------------|---|
| その他の東日本大震災関係経費 | 863 (▲113) | 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置及び被災者の健康・生活支援等に必要な経費 |
| 被災者生活再建支援金補助金 | 101 (▲5) | 東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の一部補助に必要な経費 |
| 警察・消防活動経費等 | 5 (▲3) | 東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動及び緊急消防援助隊の活動に要する負担金等に必要な経費 |
| 教育支援等 | 32 (▲3) | 心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の改善や被災地にある私立大学等の安定的な教育環境の整備等に必要な経費 |
| 医療、介護、福祉等 | 68 (▲32) | 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置及び被災者の健康・生活支援等に必要な経費 |
| 雇用関係 | 10 (▲6) | 福島県及び同県内の市町村に対し資金を交付し、民間企業等への委託により福島県被災求職者の雇用の創出を図るための重点分野雇用創造事業等を実施するために必要な経費 |
| 農林業関係 | 70 (+5) | 東日本大震災により被害を受けた地域で経営再開に向けて復旧作業を行う被災農業者に対する経営再開支援、本格復興に向けて生産力・販売力を回復する産地の取組支援等に必要な経費 |
| 水産業関係 | 28 (▲1) | 東日本大震災により売上が大きく減少した水産加工業者等に対する販路の回復・新規開拓等のための復興水産加工業等販路回復促進事業、被災海域における種苗放流支援事業等に必要な経費 |
| 中小企業対策 | 166 (+65) | 東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県等に対する一部補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費 |
| 住宅関係 | 0 (▲0) | 東日本大震災により被害を受けた者に対して行う東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に要する経費の民間団体等に対する一部補助に必要な経費 |
| 立地補助金 | － (▲88) | 福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出及び産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助の措置に必要な経費 |
| その他 | 383 (▲43) | 被災者支援総合交付金、除去土壌等の適正管理・搬出等の実施並びに災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化、復興庁の運営、東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業及び東北メディカル・メガバンク計画等に必要な経費 |
| 国債整理基金特別会計への繰入等 | 317 (▲3) | 復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に必要な手数料を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等 |
| 復興加速化・福島再生予備費 | 3,000 (－) | 東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費 |
| 合計 | 20,739 | |

② 剰余金

令和元年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

| 収納済歳入額 | 支出済歳出額 | 剰余金 | 翌年度 歳入繰入 | 積立金積立 資金組入 | 一般会計へ 繰入 |
|--------|--------|-------|-------------|---------------|-------------|
| 25,873 | 16,770 | 9,102 | 9,102 | — | — |

令和元年度決算における剰余金は、9,102 億円です。

(剰余金が生じた理由)

復旧・復興事業実施に当たって、地元調整等に不測の日数を要したことにより、翌年度へ繰越が生じたこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、翌年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に繰り入れることとしています。

③ 資産及び負債（平成30年度特別会計財務書類）

東日本大震災復興特別会計貸借対照表

（単位：億円、単位未満切捨）

| 《29年度》 | 《30年度》 | ＜ 資 産 の 部 ＞ | ＜ 負 債 の 部 ＞ | 《30年度》 | 《29年度》 |
|---------|---------|-------------------|---------------|--------|--------|
| 7,362 | 6,646 | 現金・預金 | 未払金 | 30 | 32 |
| 3 | 8 | 未収金 | 未払費用 | 5 | 11 |
| 576 | 717 | 前払金 | 保管金等 | 4 | 2 |
| 0 | 0 | 前払費用 | 前受金 | 1 | - |
| 354 | 349 | 貸付金 | 賞与引当金 | 6 | 6 |
| 22 | 23 | その他の債権等 | | | |
| ▲0 | ▲1 | 貸倒引当金 | | | |
| ▲0 | ▲0 | 償還免除引当金 | | | |
| 855 | 465 | 有形固定資産 | | | |
| 1 | 3 | 国有財産 （公共用財産除く） | 公債 | 53,887 | 55,269 |
| 1 | 3 | 建設仮勘定 | | | |
| 680 | 360 | 公共用財産 | | | |
| 680 | 360 | 建設仮勘定 | | | |
| 172 | 102 | 物品 | | | |
| 0 | 0 | 無形固定資産 | | | |
| 7,472 | 7,695 | 出資金 | | | |
| 16,756 | 17,148 | 国債整理基金 | | | |
| 33,403 | 33,054 | 資産合計 | | | |
| ▲21,959 | ▲20,919 | 資産・負債差額 | 退職給付引当金 | 39 | 39 |
| | | | その他の債務等 | - | 1 |
| | | | 負債合計 | 53,973 | 55,363 |
| | | | 負債及び資産・負債差額合計 | 33,054 | 33,403 |

主な資産は現金・預金 6,646 億円であり、これは、復興事業を翌年度へ繰り越して実施すること等により生じた剰余金です。なお、出資金は主に被災中小企業者等の経営安定等に資する、株式会社日本政策金融公庫の行う融資事業等に要する資金に充てるため、同公庫に出資しているものです。

また、主な負債は公債 5 兆 3,887 億円であり、これは、復興財源確保法第 69 条の規定に基づき、復興費用の財源に充てるために発行した復興債の残高です。

資産・負債差額は、負債に計上されている公債により生じたものです。

(4) その他

本特別会計は全省庁共管となっておりますが、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費のうち、被災地の復興に係る経費については「復興庁設置法」(平 23 法 125) 第 4 条第 2 項の規定により、各府省予算を復興庁所管の予算として一括計上しています。

〈参照条文〉 復興庁設置法
(所掌事務)

第 4 条第 2 項第 3 号イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。

また、復興事業を統括している復興庁については、令和 2 年 6 月に成立した「復興庁設置法等の一部を改正する法律」による改正後の復興庁設置法第 21 条の規定に基づき「別に法律で定めるところにより、令和 13 年 3 月 31 日までに廃止するものとする。」こととされています。復興庁が廃止されたときは、本特別会計についても、別に法律で定めるところにより、廃止することとしています。

〈参照条文 1〉 改正後の復興庁設置法(平 23 法 125) ※施行日：令和 3 年 4 月 1 日
(復興庁の廃止)

第 21 条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

〈参照条文 2〉 特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平 24 法 15)
附 則

(東日本大震災復興特別会計の廃止等)

第 2 条第 1 項 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第二十一条の規定により復興庁が廃止されたときは、東日本大震災復興特別会計は、別に法律で定めるところにより、廃止するものとする。

東日本大震災復興特別会計についての問い合わせ先

(国会所管)

衆議院庶務部会計課 電話番号 03-3581-5111 (内線 34301)

参議院庶務部会計課 電話番号 03-3581-3111 (内線 2783)

国立国会図書館総務部会計課 電話番号 03-3581-2331 (内線 20620)

(裁判所所管)

最高裁判所事務総局経理局主計課 電話番号 03-3264-8111 (内線 3424)

(会計検査院所管)

会計検査院事務総長官房会計課 電話番号 03-3581-3251 (内線 2521)

(内閣・内閣府所管 (警察庁を除く))

内閣府大臣官房会計課 電話番号 03-5253-2111 (内線 82310)

(内閣府所管 (警察庁))

警察庁長官官房会計課 電話番号 03-3581-0141 (内線 2225)

(復興庁所管)

復興庁予算・会計班 電話番号 03-6328-1111 (内線 1115)

(総務省所管)

総務省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-5111 (内線 5126)

(法務省所管)

法務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-4111 (内線 5897)

(外務省所管)

外務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-3311 (内線 3262)

(財務省所管)

財務省大臣官房会計課 電話番号 03-3581-4111 (内線 2121)

(文部科学省所管)

文部科学省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-4111 (内線 2191)

(厚生労働省所管)

厚生労働省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-1111 (内線 7967)

(農林水産省所管)

農林水産省大臣官房予算課 電話番号 03-3502-8111 (内線 3163)

(経済産業省所管)

経済産業省大臣官房会計課 電話番号 03-3501-1511 (内線 2232)

(国土交通省所管)

国土交通省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-8111 (内線 21635)

(環境省所管)

環境省大臣官房会計課 電話番号 03-3581-3351 (内線 6018)

(防衛省所管)

防衛省大臣官房会計課 電話番号 03-3268-3111 (内線 25591)